

入院時食事療養費

入院したときの食事代は、1食につき510円の標準負担額を自己負担します。
残りの費用は保険が負担します。

ただし、70歳未満の市民税非課税世帯の方、70歳以上の低所得Ⅰまたは低所得Ⅱの方は、あらかじめ申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示することにより下表のとおり減額されます。

【表1】70歳未満の方の標準負担額（1食につき）

一般の方	510円
一般の方で指定難病患者等お持ちの場合	300円
市民税非課税世帯の方で、前12か月の入院日数が90日まで	240円
市民税非課税世帯の方で、前12か月の入院日数が90日を超える 長期入院の場合（注1）	180円

【表2】70歳以上の方の標準負担額（1食につき）

一般の方	510円
一般の方で指定難病患者等お持ちの場合	300円
低所得者Ⅱ（注2）の方で、前12か月の入院日数が90日まで	240円
低所得者Ⅱ（注2）の方で、前12か月の入院日数が90日を超える 長期入院の場合（注1）	180円
低所得者Ⅰ（注3）の方	110円

（注1）前12か月の入院日数が90日を超える場合は再度申請が必要です。減額認定証と90日以上入院日数を確認できる領収書等をお持ちください。

（注2）「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者全員（平成20年7月31日までは長寿（後期高齢者）医療制度への移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含む）が市民税非課税で、「低所得者Ⅰ」に該当しない70歳以上の方です。

（注3）「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者全員（平成20年7月31日までは長寿（後期高齢者）医療制度への移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含む）が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる70歳以上の方です。

□当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝：8：00～／昼食：12：00～／夕方については18時以降）適温で提供しています。

2025年4月1日

医療法人 南労会 紀和病院